

全建労発第 62 号

令和 8 年 3 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

[公 印 省 略]

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 3 月から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価が決定・公表されたことに伴い、技能労働者への適正な水準の賃金支払い等の措置を講じることにより、技能労働者の処遇改善を図るよう、環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、引き続き適正な賃金水準を確保し、技能労働者の処遇改善を図るよう改めて周知徹底をお願い申し上げます。

以 上

(担当：労働部 浜崎・吉田)